

部内限

生徒終末教育参考資料

昭和十六年三月

- 一、不用ニ歸シタルトキハ
- 二、本人死亡ノ際ハ遺族ヨリ返却スベシ

水雷士勤務参考

海軍兵學校

ノ
モ
ノ
ヲ
基
礎
ト
シ
タ
リ

本
書
ハ
昭
和
十
四
年
練
習
艦
隊
發
行

水雷士勤務参考 目次

第一	水雷科ノ編制	一
第二	水雷科員ノ任務	一
一	水雷長ノ任務	一
二	水雷士ノ任務	三
三	掌水雷長ノ任務	三
四	水雷砲臺	四
(一)	分隊長(水雷砲臺長)ノ任務	四
(二)	分隊士(水雷砲臺附)ノ任務	五
(三)	水雷科下士官兵ノ任務	五
第三	水雷科指揮系統	六
第四	所掌竝ニ實施事項	六
一	水雷科ノ教育訓練	六

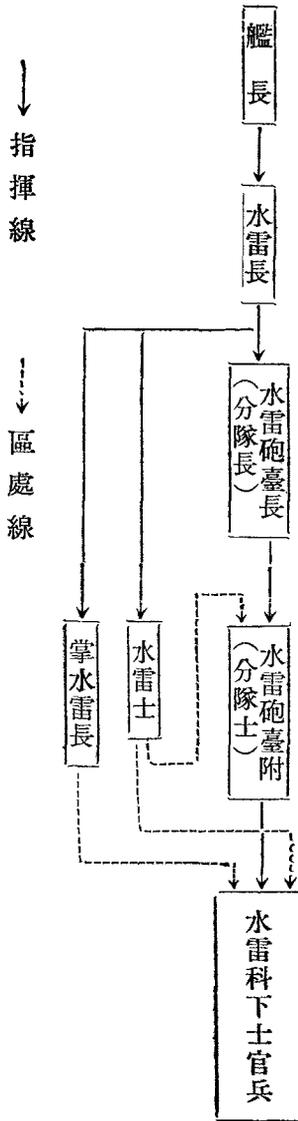
(一)	水雷科教育ノ計畫並ニ指導	七
(二)	水雷科教育訓練ノ實施要領	七
(イ)	配置教育	七
(ロ)	補習教育	八
(ハ)	體育	八
(ニ)	競技	八
(三)	水雷科ノ主要訓練作業	九
(四)	教育訓練實施ニ際シ注意スベキ事項	九
二	水雷科ニ屬スル船體兵器	〇
(一)	水雷長主管ノ船體兵器	〇
(二)	供用兵器	一
(三)	兵器ノ保管出納及整備	一
(四)	兵器ノ検査、修理	二
(五)	兵器關係ニ對スル水雷士ノ研究的態度	二
三	火藥關係	三

(一)	水雷科ニ屬スル火薬火工品ノ種類、格納庫及格納別	一三
(二)	火薬取扱ニ對スル注意	一四
(イ)	黑色火薬火工品ニ對スルモノ	一四
(ロ)	下瀬火薬火工品ニ對スルモノ	一四
(ハ)	特殊火工品ニ對スルモノ	一四
(ニ)	彈火薬庫ノ鎖鑰竝ニ取締	一五
(四)	彈火薬庫關係參考書類	一五
四	帳簿關係	一六
五	報告關係	一八
第五	執務上ノ注意事項	二一
一	水雷關係	二一
二	分隊關係	二三
第六	水雷科ノ主要訓練作業ニ對スル事前ノ準備	二六

水雷士勤務参考

第一 水雷科ノ編制

左記ハ戦時編制ノ骨幹ヲ示ス



第二 水雷科員ノ任務

一 水雷長ノ任務

水雷長ハ艦長ノ命ヲ承ケ水雷科員ヲ監督シ戦闘ニ當リ其ノ指揮ヲ執リ水雷ニ關スルコトヲ擔任シ、之ガ教育訓練ヲ掌リ主管ノ船體、艦船艤裝品及兵備品ヲ整理ス（諸例則卷一 艦船令）。而シテ右ニ對スル服務細目ニ關シテハ艦船職員服務規程ノ定ムル所ニ從フモノトス、其ノ要旨トスル所次ノ如シ。水雷ニ關スル教育訓練ヲ勵行スルト共ニ自ラ水雷術ニ關スル研究練磨ヲ積ミ戰則部署ヲ明ニシ、一艦水雷戰鬪力ヲ最大ニ發揮シ一方主管ノ船體兵器ノ整備保存ニ努メ尙進ンデ水雷兵器ノ改良進歩ニ對シ全責任ヲ有ス。特ニ左記諸項ニ對シテハ最善ヲ盡ス要アリ

- (一) 水雷兵器及之ニ關聯スル諸裝置ノ整備保存竝ニ之ガ改良進歩ニ對スル研究
 - (二) 一艦所トシテ適切ナル水雷發射計畫及其ノ實施
 - (三) 水雷科員ノ教育訓練竝ニ體力保持
 - (四) 適切ナル水雷兵器ノ運用
 - (五) 諸種ノ狀況ニ於ケル水雷科員ノ指導監督
 - (六) 發射軍紀ノ涵養振肅
 - (七) 諸種ノ狀況ニ即應スル應急處置
 - (八) 海戰ニ於ケル魚雷兵器活用竝ニ狀況判斷
- 尙水雷長任務遂行上研究知悉スベキ主ナル事項ヲ列舉スレバ次ノ如シ

(イ) 水雷兵器ノ運用ニ通曉スルコト

(ロ) 水雷兵器及之ニ關聯スル諸裝置ノ機構性能取扱ヲ熟知スルコト

(ハ) 水雷ニ關スル學理及其ノ應用

(ニ) 魚雷兵器ノ調整ニ相當ノ技倆ヲ有スルコト

(ホ) 各科トノ一致協同

(ハ) 水雷科員以外ニ對スル水雷ニ關スル知識普及或ハ理解ノ増進

二 水雷士ノ任務

水雷士ノ任務ハ水雷長ノ命ヲ承ケ服務シ其ノ業務ヲ分擔シ補助スルニアリ

(内令提要 艦内編制
令 諸例則卷一 艦船
員服務規程)

故ニ水雷科ニ屬スル教育訓練、部署、配員、兵器ノ保存整備其ノ他内務ノ整理等事細大トナク水雷長ノ手足トナリ、其ノ計畫實施ヲ補助スルニアリ。尙水雷士ハ水雷長所掌ノ業務ヲ補助分擔スルノミナラズ、水雷長事故アレバ之ニ代リテ其ノ職務ヲ繼承シ得ルノ自信ト覺悟トヲ有セザルベカラズ。故ニ常ニ水雷長ノ項ニ述ベタル所ニ準ジ其ノ職務上研究知悉スベキ事項ニ關シ最善ノ努力ヲ拂フノ要アリ。即チ水雷科ニ關スル一般知識ヲ向上セシメ就中主管兵器ノ構造、來歴、性能、用法、效力及其ノ狀況ヲ知悉シ變ニ臨ミ事ニ當リテ萬遺憾ナキヲ期セザルベカラズ

三 掌水雷長ノ任務

掌水雷長ハ水雷長ノ命ヲ承ケ水雷長主管ノ船體艦裝品及兵備品ノ出納修理ニ關スル事務ヲ掌リ又分隊長ノ分隊ニ屬スルモノノ外之ガ充實保存手入等ヲ擔當シ常ニ之ガ整備ニ任ズルモノトス

(艦内編制令及艦船職員服務規程)。且右ニ對スル服務細目ハ艦船職員服務規程ノ定ムル所ナリ。尙職務遂行上研究知悉スベキ事項ヲ舉グレバ、右諸法規ノ示所ニ依リ其ノ分擔スベキ業務ノ範圍ハ自ラ確立ス

ル所ナルヲ以テ職務遂行ニ努力スベキ方面ハ明ナルモ、猶左記事項ヲ研究知悉スル要アリ

(イ) 船體兵器需品等ノ出納修理ニ關スル事務ニ通ジ且之等ニ關係アル各部トノ交渉應對ニ長ズル

コト

(ロ) 水雷長主管ノ船體、艦船艦裝品ノ現状及其ノ機能、取扱法

(ハ) 水雷科員ノ技能才幹服務ノ状態其ノ他必要ナル事項

(ニ) 水雷長ノ命アルトキ水雷ニ關スル教育實施ノ補助

四 水雷砲臺

(一) 分隊長(水雷砲臺長)ノ任務

艦長ノ命ヲ承ケ艦長指定ノ分隊ヲ指揮統御シ諸部署一部ノ長トナリ軍紀風紀ヲ維持シ隊員ヲ掌理シ又水雷長ノ指示ニ從ヒ隊員及部署員ノ教育訓練ヲ實施シ分擔ノ船體艦船兵器艦裝品及兵備品ヲ整備スルノ責任アリ(諸例則卷一 艦船令及艦船職員服務規程)。其ノ服務ノ細目ハ艦船職員服務規程ノ定ムル

所ニ依ル

(二) 分隊長（水雷砲臺附）ノ任務

分隊長（水雷砲臺附）ノ任務ハ分隊長（水雷砲臺長）ノ命ヲ承ケ服務シ其ノ業務ヲ分擔スルニ

在リ（内令提要、艦内編制令、諸例則）
（卷一艦船令及艦船職員服務規程）

故ニ自己分隊ニ屬スル教育訓練、部署、配員、兵器ノ保存整備其ノ他内務ノ整理等事細大トナク分隊長（水雷砲臺長）ノ手足トナリ、其ノ計畫實施竝ニ指揮ヲ補佐シ且部下下士官兵ノ才幹、性行、技能、健否等ヲ詳知シ服務ノ狀況ニ注意スルヲ要ス

(三) 水雷科下士官兵ノ任務

分隊長其ノ他關係上官ノ命ヲ承ケ服務シ水雷關係ノ兵器、要具、裝置、諸室ヲ整備スル外必要ナル業務ニ従事スルヲ主務トス（艦内編制令、艦船職員服務規程）

第三 水雷科指揮系統

第一項水雷科ノ編制ニ於テ述ベタリ

唯執務上注意ヲ要スルハ戰鬪ニ適應スル戰團編制ト日常諸般ノ要務遂行ニ適應スル常務編制トヲ明ニ識別シ指揮運用ヲ誤ラザルコト肝要ナリ

第四 所掌竝ニ實施事項

一 水雷科ノ教育訓練

質ヲ以テ數ニ代ヘ術力ヲ以テ機力ニ勝タザルベカラザルハ現下我海軍ノ運命ナリ。數理的解決ハ得テ望ムベカラズ。夫レ非凡ナル質ト術トハ精ト靈トヲ織リ込メル教育訓練ノ中ヨリ生ズ。我海軍ノ教育訓練ヲシテ尋常ニ放置スベカラザル所以又實ニ此處ニアリ。一艦ノ軍隊教育ハ基本長軍隊教育規則ニ依リ毎教育年度ノ初メニ該基本部教育計畫ニ於テ決定示達サルモノトス。而シテ基本部ノ教育計畫ハ艦ノ任務行動ニヨリ異ナルモ其ノ内容概ネ次ノ三項ヨリ成ル

- (イ) 方針
- (ロ) 教育期間
- (ハ) 教育實施要領

(一) 水雷科教育ノ計畫竝ニ指導

水雷長ハ基本長ノ命ヲ承ケ水雷科ニ屬スル諸訓練ヲ指導監督シ又水雷科ノ教育主任者トシテ之ガ一般ノ教育ヲ按畫指導シ要スレバ自ラ之ガ實施ニ任ジ其ノ進歩ノ齊一ヲ圖ルモノトス
 (諸例則卷)

二(軍隊教育規則)。固ヨリ水雷科ノ教育計畫ハ水雷長ノ按畫スル所ナリ

(二) 水雷科教育訓練ノ實施要領

教育ノ實施ハ分隊長(水雷砲臺長)水雷科教育計畫ニ掲ゲラレタル方針竝ニ教育項目ニ依リ實施スルトコロナルモ、科員ノ教育實施ニ參與シ常ニ科員教育ノ按配練度技術ノ程度竝ニ進歩ノ狀況等ヲ知悉シ水雷長補佐ニ萬遺憾ナカラシムコトヲ期スベシ。尙水雷士ガ分隊士ヲ兼務スル場合左記事項ニ對シ邁進ノ覺悟ヲ要ス。各種教育ニ於テ分隊長(水雷砲臺長)ニ代リテ直接分隊員ヲ指揮監督シ嚴父ノ寛大ト森嚴トヲ以テ部下ヲ統御シ、一面分隊士本來ノ任務タル慈母ノ慈愛ヲ以テ臨ミ率先躬行以テ活模範ヲ示シ、下士官兵ノ人事及訓練ニハ最モ意ヲ用ヒ部下ニ親灸シテ其ノ内狀ニ通ジ緩嚴宜シキニ適ヒ上下ノ融和ヲ計リ以テ誘導啓發一家ノ美風ヲ養成作興セザルベカラズ。夫レ軍隊教育ノ目的ハ軍人及軍隊ヲ教育シテ戰鬪ノ要求ニ適應セシムルニアリ。就中技能教育ハ實務ニ適スルヲ以テ主眼トシ努メテ實地實物ニ就キ施行スルヲ本旨トス

(イ) 配置教育

配置教育ハ水雷科ノ戰鬪力ヲ發揮スベキ基礎ヲナスモノナルガ故ニ、配置ニ對スル各員ノ技能精熟ヲ期スルト同時ニ其ノ使用スル兵器、機關及器具ノ構造、取扱、効用其ノ他必要ナル事項ヲ周知セシメ各員ヲシテ確乎タル自信ヲ以テ之ヲ操作セシムル如ク實施スルヲ要ス

(ロ) 補習教育

補習教育ハ下士官兵ヲシテ其ノ科別等級ニ應ジ一般ニ必要ナル知識技能ヲ修得セシムルモノトス。補習教育ハ軍務要求ヲ充ス外尙將來ニ於ケル處世上ノ必要ヲ顧慮シ好機アル毎ニ之ニ適應スル若干ノ教育ヲ實施スルコトニ留意スベシ。而シテ此ノ際分隊士ト分隊員ノ間ハ指揮者對被指揮者ノ關係ヨリ更ニ進ンデ師弟ノ親情味ヲ加ヘ直接間接部下統御ニ資スルコト大ナ

(ハ) 體育

體育ノ目的ハ強健ナル體軀ト不撓不屈ノ氣力トヲ養ヒ各級軍人ヲシテ遺憾ナク軍務ノ要求ニ適應セシムルニアリ。部下ノ身心ヲ健全ナラシムルノ氣慨ト眞心トヲ以テ指導センカ、又多クヲ贅セズシテ自ラ部下ハ之ニ心服シ期セズシテ部下ノ情操ヲ陶冶シ雄健ナラシメ惹イテハ趣味ヲ高尚スルヲ得ン

(ニ) 競技

競技ハ技術ノ進歩發達ヲ促シ士氣ヲ鼓舞スル目的ヲ以テ施行スルモノトス。健全ナル競技ノ發達ハ軍隊教育實施ニ於テ必要缺クベカラザルモノトス。故ニ競技練習ニ際シテハ彼等ノ陣頭ニ立チ青年ノ意氣ヲ以テ部下ヲ指導スルヲ要ス

(三) 水雷科ノ主要訓練作業

水雷科各種ノ訓練目的、種類、實施及報告ハ戰鬪訓練規則草案及ビ內令提要第四類各種ノ訓練規則ニ明示スル所ナルヲ以テ實施ニ當リテハ之等ヲ精讀スルヲ要ス

(四) 教育訓練實施ニ際シ注意スベキ事項

- (イ) 凡ソ教育ハ其ノ計畫適切ニシテ實施之ニ伴ヒ良果ヲ收ムベキモノナルガ故ニ、下士官兵ノ教育ニ於テハ實施者先ヅ基本長及科長ノ計畫ニ對シ充分ノ了解ヲ得、然ル後細密ナル計畫ヲ立テ實施スルコト最モ肝要ナリ。然レドモ豫定計畫ハ種々ノ都合障害ニ依リ一部ノ變更ヲ餘儀ナクセラルルコトアリ、此ノ際實施者ハ徒ニ計畫ノ不備ヲ責ムルコトナク寧ロ適切ナル實施ヲ以テ之ガ不備ヲ補フノ覺悟アルヲ要ス。之ガ爲實施者ハ教授科目及方法等ニ豫メ充分研究咀嚼シアラザルベカラズ

- (ロ) 居常教育眼ヲ以テ注意シ日課施行艦内作業及諸勤務等ニ對シ違式誤謬ヲ發見セバ直ニ指摘矯正シ或ハ教練後直ニ講評訓示ヲ與フル等其ノ違式誤謬ガ尙各人ノ間ニ彷彿タル間ニ之ヲ矯正

スルヲ要ス。然ラズシテ數日後各種事項ニ就キ總括的數千言ヲ費スモ其ノ反應ハ甚ダ鈍キヲ常トス

(ハ) 兵員ニ對シ時間効力的教育ハ其ノ效果甚尠キモノナリ、特種ノ目的ヲ有スル外ハ「ユトリ」アル教授法ヲ以テ研究心ヲ挑發シテ之ヲ消化セシムルコトニ努ムベシ

(ニ) 兵員教育上一考ヲ要スルハ教員ノ問題ナリ。特修兵ヲシテ教員トスルモ選ヲ誤マリ教授ノ準備時間ヲ與ヘズ突發的ニ某件ヲ教授セヨト命ゼンカ、目的ヲ達スルコト殆ンド稀ト知ルベシ

(ホ) 各種練習生タランコトヲ希望スルモノニ對シテハ特別教授ヲ施シ其ノ目的ヲ達セシムル様面倒ヲ見ルヲ可トス。コレ雷ニ普通學教育其ノモノノ目的ニ叶フノミナラズ所謂分隊ノ一家タルノ實ヲ示スノ一端トナルモノナリ

二 水雷科ニ屬スル船體兵器

(一) 水雷長主管ノ船體兵器

(イ) 船體

艦船々體其ノ他主管竝ニ分擔ニ關スル規程(諸例則卷一 官制)

(ロ) 艦艇艦裝品

艦船造修検査規則ノ艦裝品目錄(諸例則卷二 艦船兵器造修)

(ハ) 兵 備 品

1 兵器（備品、消耗品、材料品、貸與品）

兵器經理規程（會計法規類集下巻 兵備品）

2 艦營需品（備品、消耗品、材料品、貸與品）

艦營需品經理規程（會計法規類集下巻 兵備品）

(ニ) 供 用 兵 器

水雷長主管兵器簿（掌水雷長保管）

其ノ艦ノ供用兵器ノ種類數量ヲ知悉スルニハ一ニ之ニ依ル

(三) 兵器ノ保管出納及整備

之等兵器ノ保管出納ハ掌水雷要務ニ屬シ尙分隊長ノ分擔ニ屬スルモノノ外之ガ整備手入モ水雷長監督ノ下ニ掌水雷長ノ掌ル所ナリ（諸例則巻一 艦船職員服務規程參照）

然レドモ水雷士分隊士ヲ兼務スル場合ニハ左記ノ點ニ努メザルベカラズ。萬事ヲ戰鬪即應ノ状態ニアラシムルコトハ吾人ノ責任ナリ。演練サレタ吾人、術力ノ發揮ハ一ニ兵器ノ完備ニ俟ツ。之ヲ思フニ兵器ノ不備、不完全、不整頓、腐蝕、摩耗等状態一日モ許スベカラズ。分隊長ノ責任ト實施ヲ負ツテ常時整齊完備ノ狀況ニ置クノ覺悟アルヲ要ス。之ガ爲ニハ綿密ナル按畫ト適

切且懇切ナル指導監督ヲ要スルハ勿論ナリ。之ガ實施ニ當リテハ徒ラニ下士官等ノ言ノミニ頼ラズ最善ト信ズル自己ノ案ニ邁進スルヲ要ス

(四) 兵器ノ検査、修理

(イ) 兵器ノ修理検査ハ規定アルモノノ外出來得ル限り艦員ノ手ニテ行フヲ原則トスルモ、然ラザルモノハ兵器造修検査規則(内令提要)ニ據リ所在工廠ニ請求スルモノトス

(ロ) 入渠ノ際ハ水中發射管ノ検査手入ヲ施行スベシ。又要スルトキハ工廠ニ請求シテ發射管及方位盤ノ中心検査ヲ施行スベシ

(五) 兵器關係ニ對スル水雷士ノ研究的態度

強大ナル敵ノ海軍ヲ擊滅スルハ一ニ水雷砲煩ノ威力ニ俟ツ。我ガ海軍攻撃力ノ内容ヲ組成スル一艦水雷ノ威力ヲ最大ニ發揮スルハ水雷長ノ任務ナリ。之ニ省ミ水雷長補佐ノ任ニ當ル水雷士ハ是非共其ノ艦ノ兵器ノ構造、用法、効力及其ノ現狀ニ通曉シ其ノ來歴ヲ究メ之ガ完全ナル活用ヲ期スベシ。尙演練ノ研究ノ結果現用兵器ニ不完全不具合ノ點ヲ發見セバ之ガ對策ヲ考研シ意見ヲ附シ水雷長ニ提出スベシ。而シテ之等ノ事情ハ部下教育上竝ニ部下統御上極メテ密接ナル關係ヲ有ス。又將來水雷長タル場合ノ參考ニ資スルノミナラズ凡ソ之等ノ要務ハ其ノ一ヲ知ルトキハ皆同一ナルヲ以テ各科ノ長タル場合得ル所大ナリ

三 火藥關係

(一) 火藥火工品及彈火藥庫ハ規定ニ從ヒ取扱ニ注意シ且定期臨時検査ニ注意スベシ
 (二) 水雷科ニ屬スル火藥火工品ノ種類、格納庫及格納別左表ノ如シ(内令提要 兵器物品 火藥火工品取扱規則、艦内彈火藥庫名稱竝ニ火藥火工品格納庫別ノ件)

信號用火工品庫 (航海科)	濕氣少ナキ上甲板 普通倉庫ニ鎖鑰ヲ 施シタル區割格納	砲 (右 火藥 同) 庫	黑色 (右 火藥 同) 庫	小銃彈火藥庫 (砲術科)	信管 水雷 庫科	水雷 火藥 庫	庫名	火藥及火工品	記ノ事
緩火索	發光器	(一)(二) 魚雷發射火藥(紐狀) 投射裝藥包	(一)(二) 魚雷發射火藥(黑色) 水雷科消耗用粒藥(黑色) 魚雷發射火藥(C ₂ 火藥)	(一) 魚雷用火管 (二) 安全導火線	(一) 機雷用電氣信管 (二) 發信管 (四) 機雷用教練信管 (五) 信管及接器	(一) 魚雷炸藥及火藥罐 (二) 火藥共 (四) 陸用爆破藥	緩火索	(一) 掃海炸藥 (二) 導火藥罐導 (三) 機雷注水炸藥 (四) 機雷搭載艦ニ限	特殊火工品ナリ (一)ハ 掃海ニ用フ (二)緩火索ト共ニ用フ
右 同	特殊火工品ナリ	(一)無煙火藥火工品ナリ (二)今使用セルモノ 殆	(一)黑色火藥火工品ナリ (二)今使用セルモノ 殆	無煙火藥火工品ナリ	特殊火工品ナリ (一)ハ 掃海ニ用フ (二)緩火索ト共ニ用フ	下瀨火藥火工品ナリ (四)機雷搭載艦ニ限	右 同	無煙火藥火工品ナリ (一)今使用セルモノ 殆	無煙火藥火工品ナリ (一)今使用セルモノ 殆

本表掲記ノ彈火藥庫ノ全部ヲ設備シ能ハザル艦艇ニ在リテハ本表ノ主意ニ準據シ格納ス

(二) 火藥取扱ニ對スル注意(内令提要 兵器物品 火藥火工品取扱規則)

(イ) 黒色火藥火工品ニ對スルモノ

1 摩擦衝擊等ヲ與ヘザルコト 以上ニ對スル感度鋭敏ナリ

2 火氣ニ對スル警戒ヲ嚴重ニスルコト 大氣中ニ於テモ引火爆發スルノ性能ヲ有ス

3 艦船彈火藥庫ニ於テ遭遇スル温度ニ對シテハ殆ンド顧慮ヲ要セス

4 湿度ハ常ニ百分ノ八十五以下ニ保ツベシ。濕氣ノ影響ヲ受クルコト大ナリ

(ロ) 下瀨火藥火工品ニ對スルモノ

1 激動ヲ與ヘザルコト 衝突摩擦ニ對シ鋭敏ナラザルモ其ノ質脆シ

2 他物ノ混入ヲ忌ム 往々危険ナル化合物ヲ成生スルコトアリ

3 艦船彈火藥庫ニ於テ遭遇スベキ温度ニ對シテハ何等ノ顧慮ヲ要セザルモ攝氏百度以上ノモノヲ接近セシムベカラズ

4 濕潤スルトキハ效力ヲ失スルコトアリ、努メテ乾燥状態ニ貯藏スベシ

(註) 下瀨火藥ハ攝氏百二十二度半ニシテ熔解シ二百二十五度ニテ發火ス

(ハ) 特殊火工品ニ對スルモノ

(三)

彈火藥庫ノ鎖鑰竝ニ取締

- 1 信管火管類ハ其ノ機構精緻ニシテ纖弱ノ部分多キノミナラズ、衝擊摩擦ニ對スル感度敏感ナルヲ以テ叮嚀確實ニ取扱フベシ。又之等ハ溫度ニ對スル顧慮ヲ要セズト雖モ濕氣ニ對シテハ努メテ乾燥ノ状態ニ保持スルヲ要シ日光ニ直射セシムベカラズ
- 2 發光器ニ對シテハ右ノ外努メテ乾燥状態ニ保持スルコト最モ必要ニシテ時々格納所内ニ異臭ノ有無ヲ檢スルヲ要ス

(四)

彈火藥庫關係參考書類

右ニ關シテハ内令提要兵器物品ノ部艦船彈火藥庫鎖鑰竝ニ取締規程中ニ規程シアリ之ニ就イテ研究スベシ。今其ノ要點ヲ示セバ艦長ハ取締ニ關スル内規ヲ定ムルコトヲ得ルヲ以テ各艦之ヲ備フルモノトス。故ニ詳細ニ知ラント欲セバ尙各艦所定ノ内規ヲ見ル必要アリ。一般ニ錠前ニハ四種類アリテ使用ノ場所ヲ異ニス。各錠前ニハ常用鍵ト豫備鍵トアリ夫々鍵箱ニ納ム。常用鍵箱ノ鍵ハ當直將校、豫備鍵箱ノ鍵ハ艦長之ヲ保管シ規定ノ人ニ非ザレバ鍵箱ヲ開クコト能ハザラシム。又彈火藥庫ニハ番兵ヲ配シ其ノ出入ヲ監視スルト同時ニ彈火藥庫日誌ノ資ヲ得セシム。彈火藥庫ニ關シテニ注意スベキ彈火藥庫竝ニ附屬諸裝置ノ構造取扱ヲ明ニシ變災ノ時ニ應ズル處置ヲ誤ラザルニアリ。之ガ爲ニハ配員ノ選擇竝ニ教育及上陸等ニ對シ顧慮スルヲ要ス

- (イ) 火藥火工品取扱規則 (内令提要 兵器物品) (別冊モアリ)
- (ロ) 火藥火工品貯藏検査規則 (内令提要 兵器物品) (別冊モアリ)
- (ハ) 艦船彈火藥庫鎖鑰 (内令提要 兵器物品) (別冊モアリ)
- (ニ) 火藥火工品格納庫別ノ件

尙内令提要兵器物品ノ部中彈火藥庫竝ニ火藥火工品ニ關スル部及要スレバ諸例則卷ノ二艦船兵器造修ノ部中銃砲竝ニ火藥ニ關スル部ノ參照ヲ要ス

四 帳簿關係

書類帳簿ノ整理ヲ煩雜ナリトシテ不整頓ノ儘放置シ易キ傾キアリ。若シ夫レ各種ノ教育訓練ハ之ニ依リテ其ノ成果中外ニ宣揚サレ、吾人ノ苦心ハ後世ノ指針トナリ研究ノ活資料トナルニ想到セバ何ゾ記註ヲ忽ニスルヲ得ンヤ。須ク吾人ノ血ト汗トノ結晶ヲ傳フルノ慨ヲ以テ之ニ當ラザルベカラズ。從ツテ記事ハ精細明瞭の確ニシテ而モ統一サレアラザルベカラズ。亦工夫ヲ要スル所ナリ。水雷長保管ノ帳簿記録ハ概ネ左ノ如ク、其ノ内主管ノ船體艦裝品及兵備品ノ出納修理検査ニ屬スルモノハ掌水雷長之ヲ記註保管シ其ノ他ハ水雷長ノ命ヲ承ケ水雷士之ガ記註竝ニ直接保管ヲ掌ル

(一) 水雷士所掌帳簿

(二)

- | | | |
|----|---------|-----------------------|
| 1 | 水雷術要誌 | (大正三年達第百號) |
| 2 | 教育日誌 | (諸例則卷二 教育 軍隊教育規則) |
| 3 | 教育記録 | (教育日誌ヲ參考トス) |
| 4 | 現状報告簿 | (内令提要 艦船現状報告規則) |
| 5 | 發射成績表綴 | (將來ノ參考ニ資スルタメ) |
| 6 | 魚雷調整記録 | (各魚雷ノ調整ヲ一目瞭然タラシムルタメ) |
| 7 | 縦舵機調整記録 | (各縦舵機ノ調整ヲ一目瞭然タラシムルタメ) |
| 8 | 諸檢査成績表 | (後日研究ノ資料タラシム) |
| 9 | 機密綴 | (特ニ機密ニ屬スルモノヲ一括ス) |
| 10 | 撮要 | |
- (一)
- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 掌水雷長所掌ノモノ | (掌水雷長保管) |
| 2 | 水雷長主管兵器簿 | |
| 3 | 魚雷經歷簿 | (其ノ來歴ヲ一見明瞭ナラシム) |
| 4 | 縦舵機經歷簿 | (同 右) |
| 4 | 艦營需品定額表 | |

- 5 兵備品出納關係書類帳簿
 - 6 主管別告知豫算簿
 - 7 火藥庫溫度濕度表綴（甲號）
（内令提要 兵器物品 火藥火工品取扱規則）
 - 8 火藥庫溫度濕度檢測簿
（内令提要 兵器物品 火藥火工品取扱規則）
 - 9 火藥火工品明細簿
（火藥火工品ノ種目、數量、受入年月日ヲ明ニシ定期検査ヲ受ケルニ便トス）
 - 10 各種火藥火工品検査表
（參考トスルタメ定期臨時検査ニ出シタル検査成績表ヲ綴リシモノ）
 - 11 火藥庫信管庫格納一覽表
（火藥火工品ヲ一目瞭然タラシムルタメ）
 - 12 修理請求稟申簿又ハ修理請求書綴
（内令提要 兵器物品 兵器造修試験検査規則）
- （三）帳簿記註ニ關スル注意
- 凡ソ書類帳簿ノ整理ハ常ニ之ニ心掛クルニ非ズンバ其ノ完璧ヲ期シ得ルモノニ非ズ。故ニ散亂セザル様毎週日ヲ定メ之ガ整理ニ努ムルヲ要ス。若シ夫レ記註ニ材料ヲ要スルモノニ在リテハ豫メ準備シテ材料ノ蒐集ニ努メザルベカラズ

五 報告關係

報告ハ簡單明瞭確實ヲ要ス。從ツテ誤字、脱字、當字等ナキハ勿論事實ノ真相ヲ明ニスルヲ要ス

ト同時ニ提出期日ヲ誤ラザルヲ要ス

提出期日	項目	數	提出先	記事
每月一回月頭	水雷術要誌(定冊)	一	艦長	
每月月頭	教育記録	一	艦長	
每月一日	艦艇現狀報告簿 (豫メ設備ノ帳簿)	一	艦長	内令提要 艦船現狀報告 規則ニ依ル資料トシテ
每月一日	無煙火藥火工品現狀報告 (用紙定メアリ)	二	工廠、艦政本部	大正九年內令兵第二十號
每月月頭	火藥庫溫度濕度報告甲號 (用紙定メアリ)	一	艦長	右同 艦長檢閱後艦艇ニテ保存
每月月頭	火藥庫溫度濕度報告乙號 (用紙定メアリ)	一	艦政本部	大正九年內令兵第二十號
每月五日	第一種消耗兵器消耗報告 (書式八號)	一	所屬兵備品會計官吏	兵經第三十四條
同右	備品消耗報告(書式九號)	一	所屬兵備品會計官吏	兵經第三十五條
每月三十日	艦營需品備品貸與品消耗品不用品 受拂現狀報告	一	海軍大臣	艦需經第四十八條書式 第十八、十九號
十日射以內	魚雷發射成績表(第一表)	一	水校長	内令提要 魚雷訓練規則第三十條
同右	同右 (第二表)	二	海軍大臣 所屬長官	同右
每月五日	基本教練敷設成績表	三	所屬長官、教育 局長、水校長	内令提要 機雷敷設訓練 規則第二十三條

同	右	基本教練掃海成績表	三	同	右	内令提要 掃海訓練規則第二十三條
十月十日	魚雷發射檢定綜合成績	三	大臣、所屬長 官、水校長	内令提要 魚雷發射訓練 規則第三十一條		
同	敷設檢定報告	三	同	同	同	同
同	掃海檢定報告	三	同	同	同	同
十二月五日	基本部教育報告	二	所屬長官	諸例則卷二軍隊教育規則 第九十六條		
四月、七月、十月、十二月ノ毎五日	魚雷戰（掃海敷設）關係兵器施設 故障摘要表	三	所屬長官 在籍鎮長官 水雷學校長	内令提要 魚雷發射訓練 規則第三十八條		

尙掃海ニ在リテハ掃海成績表ヲ、機雷敷設ニ在リテハ敷設成績ヲ三通作リ教育局長、所屬長官、
 水校長ニ二週間以内ニ提出スルモノトス（内令提要 掃海訓練規則、機雷敷設訓練規則参照）
 其ノ他特令アル場合又ハ必要アル場合ハ其ノ都度提出スルモノトス。又艦隊ニ編入ノ場合ハ第一
 艦隊法令ニ依ルモノトス

第五 執務上ノ注意事項

一 水雷關係

(一) 入渠ノ際ハ左記事項ヲ處理スルヲ要ス

(イ) 彈火藥庫注水裝置ヲ有セザル場合及入渠長時日ニ亘ル場合ニ限り全部火藥火工品ヲ卸ス

但シ急速ヲ要スル場合入渠時日十日以内ニシテ應急注水設備ヲ爲シ得ルトキハ之ヲ卸サズ

(ロ) 前扉各火藥庫注水弁ノ檢査手入ハ工廠ニ依頼スルヲ例トス

(ハ) 防雷具曳航鎖貫通要具ヲ調整ス

(二) 競 技

一 競技ノ種類ハ諸例則卷二軍隊教育規則中ニアリ、水雷科ニ屬スルモノハ次ノ如シ

(イ) 魚雷發射及縱舵機調整

(ロ) 機雷敷設、掃海

但シ海軍戰技褒賞令ニ依ル戰技檢定ヲ實施スル基本部ニ在リテハ該戰技ト同種類ノ競技ヲ行ハザルモノトス。而シテ競技ノ施行方法竝ニ賞與等ハ所屬長官之ヲ定ムルモノニシテ、賞與ニ關スル金額ハ一年凡テノ競技ニ對シテ一人拾錢ノ割合ニ定員數丈授與セララルモノニシテ、

(三) 所屬長官ハ競技ノ種類ニ應ジ據金額ヲ指示スルモノトス
魚雷縱舵機調整場ノ件

各軍港ニ魚雷縱舵機調整場アリ(諸例則卷一 官制、魚形水雷調整場規則参照)。之ヲ使用スル
コトヲ得

要スル時ハ各鎮守府例規中魚形水雷調敷場使用細則ニ依リ處理スベシ。之ハ大艦ニ在リテハ不
必要ナレドモ驅逐艦等ニテハ屢々使用ス

(四) 軍機兵器

水雷科ニ屬スルモノニテ軍機兵器竝ニ部外ニ對シ秘密ニ保ツベキモノ甚ダ多シ。拜觀者アル場
合相當取締ヲ要ス

内令提要兵器物品ノ部軍機兵器取扱規則及部外ニ對シ秘密ニ保ツベキモノノ種類ノ部参照ヲ要
ス

(五) 基本演習又ハ小演習用消耗兵器ノ種類竝ニ數量ハ内令提要兵器物品ノ部基本及小演習用消耗兵
器年額表ニアリ

(六) 演習等ニ於テ魚雷襲撃艦ハ第一艦隊法令魚雷襲撃及被襲撃報告様式ニ依リ報告スベシ

(七) 左記ノ書類ハ特ニ精通スルヲ要ス

- (イ) 魚雷訓練規則、戰闘訓練規則草案
- (ロ) 魚雷發射教範
- (ハ) 魚雷發射操式
- (ニ) 水雷士ハ又艦載水雷艇ノ指揮ヲ命ゼラルルヲ例トスルヲ以テ之ガ手入保存整備ニ常時注意スルト同時ニ受持機關科士官ト協議シ機關ノ能力ヲ落サザル様注意スベシ
- (ホ) 又落射機發射ニ對スル準備竝ニ訓練ヲ擔當スベシ。之ガ詳細ハ軍艦ノ發射ニ準ズ
- (ヘ) 水雷長事故アルトキハ自ラ水雷長ノ職ヲ履行スルノ氣慨ト自信アルヲ要ス
- (ト) 出征又ハ遠航ノ場合艦ノ任務及行動スル地方ノ状態ヲ顧慮シ豫備品ノ搭載ニ關シ豫メ攻究シ置クヲ要ス
- (チ) 命令竝ニ達號ニ依ル諸規則ノ改廢ハ其ノ都度訂正シ置クヲ要ス
- (リ) 水雷砲臺其ノ他關係兵器ノ計器ハ常ニ完全ニシテ其ノ各種要素ハ統一サレアルヲ要ス。魚雷各種ノ測定諸元ノ研究ハ之等計器ノ誤差ナキカ若ハ無視シ得ル程度ノモノトシテノ前提ノ下ニ研究訓練セラル之等ニシテ統一サレザランカ研究ノ根底ヲ覆サザル細心ノ注意ヲ要スベキ所ナリ
- (ニ) 教育年度毎ニ艦橋方位盤發射指揮盤發射管軸線トノ整合ヲ要ス

二分隊關係

- (一) 水雷士ハ又水雷分隊ノ分隊士ナルコト多シ、故ニ部下水雷科員ノ日常ニ接シ其ノ性質、技能、學力、偏僻苟モ身上ニ關スル事柄ハ細大トナク之ヲ知悉シ、其ノ内情ニ通ジ一家ノ慈母タルノ實ヲ擧グルト共ニ水雷科員ト苦勞ヲ共ニスルト同時ニ實踐躬行ノ覺悟ナカルベカラズ
- (二) 若年者ノ未成ヲ教導シ古參者ノ缺陷ヲ救濟誘掖スルノ途ヲ講ジ、寬嚴宜シキニ適ヒ誘導啓發一家ノ美風ヲ興セバ直接間接水雷科ノ能率ヲ擧グルト共ニ部下指導ノ實ヲ擧ゲ得ルモノト信ズ
- (三) 武器又ハ銃器手入ノ際ハ必ず之ヲ監督シ特ニ次ノ心掛アルベシ
- (イ) 部下兵員ノ氏名及性質等ヲ知ルニ努ムルコト
- (ロ) 時々簡單ナル試問ヲ發シ各兵ノ決心及應用ノ才力ヲ檢スルコト
- (ハ) 部署ノ兵器ニ關スル知識技能ヲ洞察スルコト
- (ニ) 兵器各部ノ保存手入ノ良否及活動ノ如何ヲ檢視シ必要ニ應ジ訓戒ヲ垂レ又ハ報告ヲナスコト
- (四) 配置教育ナキ場合ト雖モ少クトモ一日ニ一回ハ水雷砲臺竝ニ倉庫ヲ巡視シ兵器、備品整備ノ實狀ヲ體得スルニ努ムベシ。尙水雷科員自ラハ手入整備ニ遺憾ナキヲ期スベシ。是上ノ行フ所下之ニ倣フ、指揮者ノ意志信念ハ冥々ノ間ニ部下ノ頭中ニ浸潤スルモノナレバナリ
- (五) 水雷兵器保存整備ノ主眼トスル所ハ魚雷發射機及其ノ屬具ニ附着セル塵埃汚物ヲ拭淨シ且鏽蝕ヲ未然ニ防ギ其ノ性能ヲ有効ナラシムルニアリ。故ニ日課手入ノ際特ニ下記諸項ニ注意セザル

ベカラズ

(イ) 塗粧ヲ施シテ直接空氣濕氣トノ觸接ヲ防ギアル部分ニ附着セル雨露塵埃ハ日課手入ノ際必ず之ヲ拂拭セシムルコト

(ロ) 魚雷、後扉其ノ他活動部ニハ薄ク油脂ヲ塗抹シテ錆ノ發生ヲ防グコト、若シ連日雨天等ニテ錆銹ヲ生ジタルトキハ磨粉等ヲ用フルコトナク少量ノ石油ヲ錆部ニ塗り暫時ノ後新シキ布片等ヲ以テ之ヲ摩擦シ拭ヒ去リタル上ニ再ビ塗油ス。此ノ如ク反覆施行シテ全く錆銹ヲ取り去ルニ努メシムルコト

(ハ) 甲板洗方ノ時發射管附屬具ニ海水ノ懸ラザル様注意セシムルコト、而シテ若シ懸リタル場合ニハ十分拭ヒ取ラシムルコト

(ニ) 起床後直ニ發射管覆ヲ乾ストキニハ必ず發射管屬具ノ汗ヲ檢シ之ヲ拭ヒ取ラシムルコト

(ホ) 諸活動部ノ注油孔ハ往々不注意ニ流レ塵埃之ヲ埋塞シ潤滑ノ用ヲ爲サザルニ至ルコトアリ、最モ注意ヲ要ス

(ヘ) 方位盤ニ不具合ヲ認ムルトキハ工廠ニ修理檢査ヲ請求シ妄ニ分解手入ヲナサシムベカラズ

(ト) 凡テ日常ノ日課手入ニ實施スル簡易ナル分解手入ノ外發射管及附屬物ノ分解交換ハ必ず水雷長ノ承認ヲ經ベキモノニシテ決シテ妄ニ行フベキモノニアラズ

- (六) 發射管室ハ水雷科員ノ戰場ナリ、平時亦毫モ之ト變ル所ナシ。思ヘバ發射管室ハ神聖ナラザルベカラズ。尙兵器ノ機密保持ノ點ヨリ考フルモ科外者ノ出入ヲ禁止スベシ
- (七) 水雷科倉庫ニハ私物ヲ格納シ易シ、十分取締ルヲ要ス

第六 水雷科ノ主要訓練作業ニ對スル事前ノ準備

水雷科ノ各種訓練ノ目的、種類、實施及報告ハ戰鬪訓練規則草案、內令提要第四類各種ノ訓練規則ニ明示スル所ナルヲ以テ實施ニ當リテハ之等ヲ精讀スルヲ要ス

一 魚雷發射

魚雷發射ハ水雷科ノ主要作業ナルヲ以テ精細ノ注意ヲ拂ヒ慎密ノ調査ヲ遂ゲ豫メ水雷長ニ必要ナル計畫資料ヲ提出シ、實施ニ當リテハ計畫ノ適否、兵器ノ整否、技倆ノ良否、發射軍紀ノ如何等ヲ研究スルニ努ムルヲ要ス

發射ニ當リテハ左記ノ諸規程、參考書類ヲ精讀シ事前ノ研究準備ニ遺憾ナキヲ期スベシ

- (一) 魚雷發射訓練規則 (內令提要 教育、戰鬪訓練規則草案)

- (二) 魚雷發射場 (同 右)

- (三) 魚雷經歷簿
(掌水雷長保管)
- (四) 縱舵機經歷簿
(同 右)
- (五) 水雷術要誌
(水雷士保管)
- (六) 發射成績表綴
(同 右)
- (七) 魚雷調整記錄
(水雷士又ハ掌水雷長保管)
- (八) 縱舵機調整記錄
(同 右)
- (九) 魚雷發射區分表
(每年内令ニテ出ツ)
- (十) 各種發射實施規程
(同 右)
- (出) 魚雷教範
(航海士保管)
- (出) 縱舵機教範
(同 右)
- (出) 水上(水中)發射教範
(同 右)
- (出) 魚雷發射操式
(同 右)
- (出) 魚雷發射教範
(同 右)
- (出) 魚雷戰操式
(同 右)
- (出) 發射機操式草案
(同 右)

- (㉑) 落射機操式 (同 右)
- (㉒) 水雷術年報(魚雷ノ部) (同 右)
- (㉓) 其ノ他教科書參考書類
- (㉔) 發射前整備竝ニ檢査ヲ要スルモノ概テ次ノ如シ
 - (一) 發射諸元ノ決定
 - (二) 調定諸元ノ決定
 - (三) 發射法ノ決定
 - (四) 射場ノ設備
 - (五) 艦ノ運動法
- (㉕) 其ノ他發射ノ目的ニ依リ研究スベキ事項ニ對スル準備
- (㉖) 指揮通信裝置ノ完備
- (㉗) 發射電路ノ完備
- (㉘) 魚雷調整々備
- (㉙) 縱舵機ノ調整々備
- (㉚) 發射機ノ整備調整

二 掃 海

之等ノ内(一)乃至(六)竝ニ發射ノ期日、場所、順序、採收、艦内取入法、要スレバ檢潮ノ應急ニ對スル處置、所要信號等必要ナルモノヲ網羅シ發射方案トシテ出スベキモノトス
 實施ニ當リテハ諸舟艇、諸要具ノ整備ニ任ジ見張、測距、發射成績作製等ノ分擔ヲ定メ成績ノ記註ニ努ムルト同時ニ發射軍紀ノ維持ニ注意シ採收取入レヲ監督シ且應急ノ處理ヲ講ジ置クベシ
 成果ヲ完全ニ獲得シ以テ斯術ノ向上ヲ計リ明日ノ戰鬪ニ應ゼンニハ爾後ノ研究ヲ怠ルベカラズ。
 後日ノ參考トナルベキ事項ハ細大トナク水雷術要誌ニ記註シ且發射報告ニ記述スベシ

掃海ニ於テモ亦計畫竝ニ實施ニ當リ水雷長ヲ補佐スルコト魚雷發射ニ同ジ。而シテ此ノ作業ニ當リ繙讀スベキ規程等左ノ如シ

- (一) 掃海訓練規則 (内令提要 教育、戰鬪訓練規則草案)
- (二) 各種掃海規程 (毎年内令ニテ出ツ)
- (三) 掃海教範草案 (航海士保管)
- (四) 掃海具教範 (同 右)
- (五) 掃海操式 (同 右)
- (六) 水雷術要誌 (水雷士保管)

- (b) 水雷術年報（掃海ノ部）
- (c) 教科書參考書類

（航海士保管）

三 機 雷

- (一) 機雷敷設訓練規則
（内令提要 教育、戰闘訓練規則草案）
- (二) 各種敷設實施規程
（毎年内令ニテ出ヅ）
- (三) 機雷操式
（航海士保管）
- (四) 機雷敷設草案
（同 右）
- (五) 機雷敷設教範
（同 右）
- (六) 軍機兵器取扱規則
（内令提要 兵器）
- (七) 水雷術要誌
（水雷士保管）
- (八) 水雷術年報（機雷ノ部）
（航海士保管）
- (九) 教科書參考書類

水雷士勤務參考 終